省令

○総務省経済産業省令第三号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

総務大臣　寺田　稔
経済産業大臣　西村　康稔

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令の一部改正）

第一条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の申請） **第四条**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合 ［イ～ホ　略］ ［二　略］ 3　指定調査機関は、次の事項に変更があった場合は、変更した事項、変更した年月日及び変更の理由を記載した様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一　令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る調査を行う指定調査機関にあっては前項第一号ホ(1)（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る。）、(4)又は(6)の事項 ［二　略］ （指定の基準） **第五条**　法第十七条第一号の審査の基準については、次のとおりとする。 一　令第二条第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合 ［イ・ロ　略］ ［二　略］ ［2・3　略］	（指定の申請） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ 一　令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合 ［イ～ホ　同上］ ［二　同上］ 3　［同上］ 一　令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る調査を行う指定調査機関にあっては前項第一号ホ(1)（構成員の氏名又は名称に係る事項に限る。）、(4)又は(6)の事項 ［二　同上］ （指定の基準） **第五条**　［同上］ 一　令第二条第一号から第七号までに係る国外適合性評価事業の区分に係る指定の申請の場合 ［イ・ロ　同上］ ［二　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。